

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	川島 大
登録番号又は法人番号	1 6 1 7 1 9 4 8
所属する単位会	静岡県行政書士会
事務所名称	川島大行政書士事務所
事務所所在地	静岡県静岡市葵区千代田六丁目 14 番 14—305 号
処分年月日	令和 3 年 1 月 2 6 日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度前後期会費、計 216,000 円を滞納しているため。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 （行政書士の責務） 第 10 条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 （会則の遵守義務） 第 13 条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>日行連会則 （責務） 第 59 条 単位会の会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。 （品位保持） 第 60 条 単位会の会員は、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければならない。 （法令、会則の遵守等） 第 62 条 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。 2 単位会の会員は、法第 19 条に違反する行為が行われることがないように努めなければならない。</p> <p>静岡県行政書士会会則 （会費） 第 9 条 個人会員及び法人会員は、それぞれ総会で定める額の会費を納入しなければならない。ただし、総会で定める額が改定されなかった場合の会費は、前年度と同額とする。 2 会費の納入に関し必要な事項は、静岡県行政書士会会則施行規則（以</p>

下「施行規則」という。)で定める。

(責務及び報告等)

第11条 会員は、常に法令、連合会の会則及びこの会則を遵守して、品位を保持し、誠実に業務を行い、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努めるとともに、行政書士及び本会の信用を失墜するような行為をしてはならない。

静岡県行政書士会会則施行規則

(会費納入の方法)

第9条 会則第9条による会費の納入方法は次による。

- (1) 会員の納める会費は4月より9月までを前期、10月より翌年3月までを後期とし、4月又は9月の末日までに各6月分を前納するものとする。
- (2) 支部長は、各納期末日迄に取纏め、その翌月末日迄に本会へ納入するものとする。
- (3) 年度中途の入会者は、入会の月から、その期末の月までの分を入会届と同時に納入するものとする。
- (4) 年度途中で退会する会員の既に納付した会費は返還しない。